

(沖 縄 版)

重 度 障 害 者 意 思 伝 達 装 置 導 入 ガ イ ダ ン ス

ゆいまーるで支える“伝える力”



第1章：補装具（意思伝達装置）ってなに？

1-1. 補装具とは？

補装具とは、身体の一部に欠損があったり、身体の機能が低下している人のために、失われた機能を補ったり代わりを果たしたりする道具です。障害の内容に合わせて個別に設計・加工され、身体に装着（装用）して長期間使用することを前提としています。日常生活はもちろん、学校生活や仕事の場面でも活用されます。

対象となる補装具は、厚生労働大臣が定めた種目に限られており、市町村が補装具費を支給します。

具体的な補装具の例としては、以下のようなものがあります：

- ・ 車いす、電動車いす
- ・ 歩行補助杖（つえ）
- ・ 義手・義足
- ・ 上肢・体幹・下肢装具（腕や足、体を支える装具）
- ・ 眼鏡、補聴器
- ・ 座位保持装置（正しい姿勢で座るための道具）
- ・ **重度障害者用意思伝達装置**

（言葉での意思伝達が困難な方のための機器）



これらの補装具は、医師などの専門的な診断や意見に基づいて必要性が判断され、使用されるものとされています。

1-2. 意思伝達装置とは？ ～コミュニケーションを助ける機器の概要～



「伝えたい気持ちはあるのに、うまく言葉にできない」「声が出せない」「手を動かさず文字が書けない」そのような方が、自分の思いや希望を周囲に伝えるために使う道具が「意思伝達装置（いしでんたつそうち）」です。会話だけでなく、意思表示・選択・呼びかけ・SOSなど、日常生活の中での大切な「つながり」を助けてくれる機器です。

1-3. 補装具：重度障害者用 意思伝達装置の対象者は？

以下のような方が、**意思伝達装置の対象** となります。

- **発語（話すこと）** が困難な方
- **文字が書けない**（身体の動きに制限がある方）
- ALS（筋萎縮性側索硬化症）、重度脳性まひ、重度の肢体不自由、神経筋疾患などをお持ちの方。
- 知的機能や理解力に問題はなく、意思が明確にある方。

重度の両上下肢機能障害、及び音声・言語機能障害または指定難病(ALS等)の認定者

1

障害者手帳：上肢機能障害および下肢機能障害のいずれも 1種1級

&

2

障害者手帳：言語機能障害 3級

※ 障害者手帳に言語機能障害が入っていない場合が多いので、必ずチェック！

または、

難病受給者証（特定医療費（指定難病）受給者証）

ALSなどの**進行性難病をお持ちの方**は、身体障害者手帳の等級が満たされていない場合でも、「特定医療費（指定難病）受給者証」をお持ちであれば、補装具費の支給対象として認められることがあります。



1-4. どんな事が出来るの？

意思伝達装置は、単に「文字を伝えるだけ」の道具ではありません。
日常生活におけるさまざまなコミュニケーションや操作をサポートする、
多機能な装置です。

思いを伝える



ひらがなやカタカナ、漢字などの文字を選んで文章を作ったり、あらかじめ登録された「お願い」や「気持ち」を絵や言葉（イラスト）で選んで伝えたりすることができます。

これにより、ご本人の考えや気持ちをより明確に、わかりやすく周囲に伝えることが可能になります。

環境制御



身の周りの機器を赤外線で操作します。

テレビなどの家電製品をリモコンの代わりに操作したり、「エアコンをつけてほしい」「カーテンを開けてほしい」といった生活環境に関する要求を、装置を通じて伝えたり、実際に操作したりできる機能を持つものもあります。このような機能により、介助に頼らず自分でできることが増え、生活の自立にもつながります。

呼び鈴

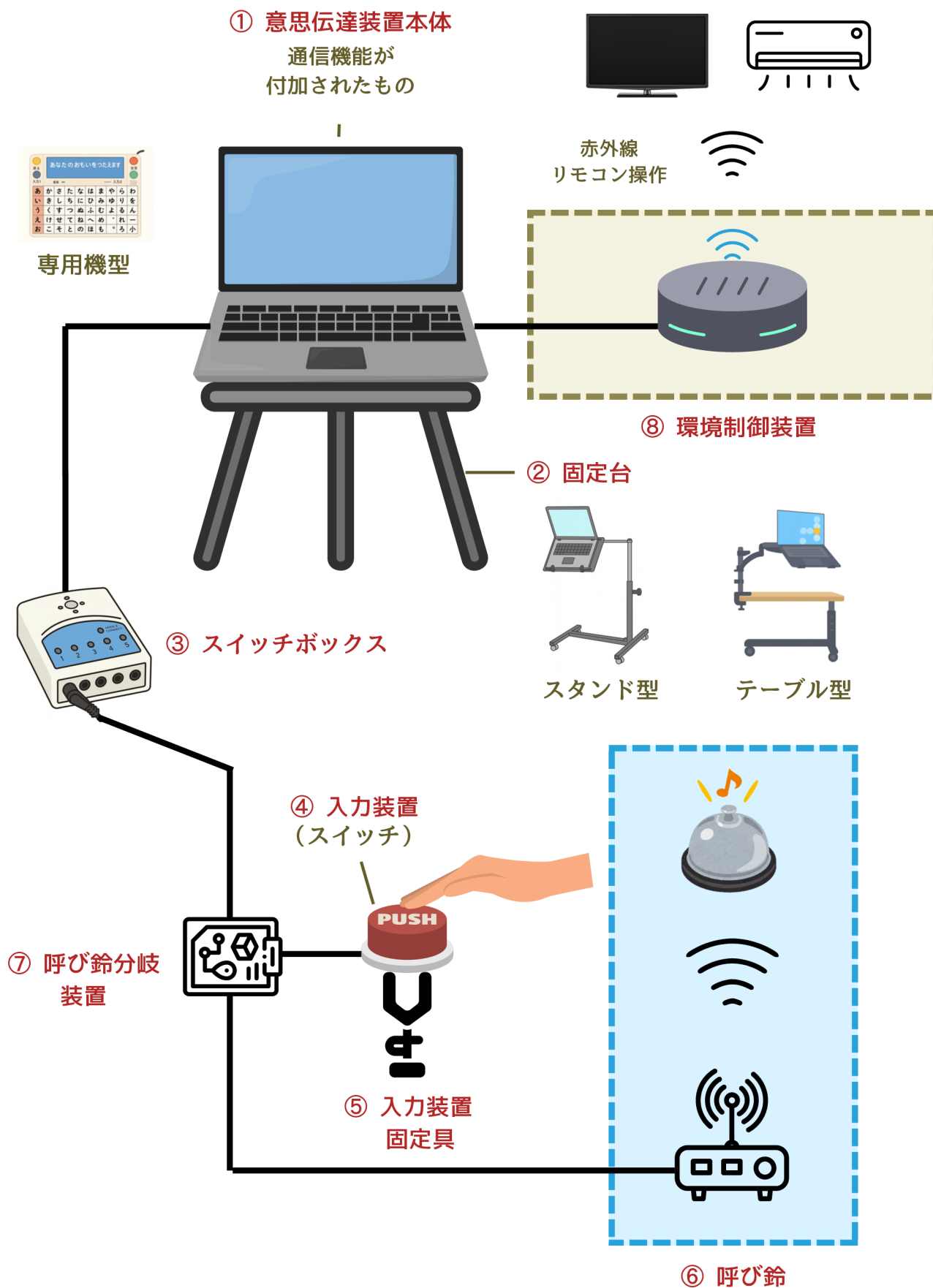


「ちょっと来て～」 「手伝って～」 と伝えたいときに使うのが、呼び鈴の機能です。

ボタンやスイッチを押すだけで、音や声で周りの人に知らせることができます。

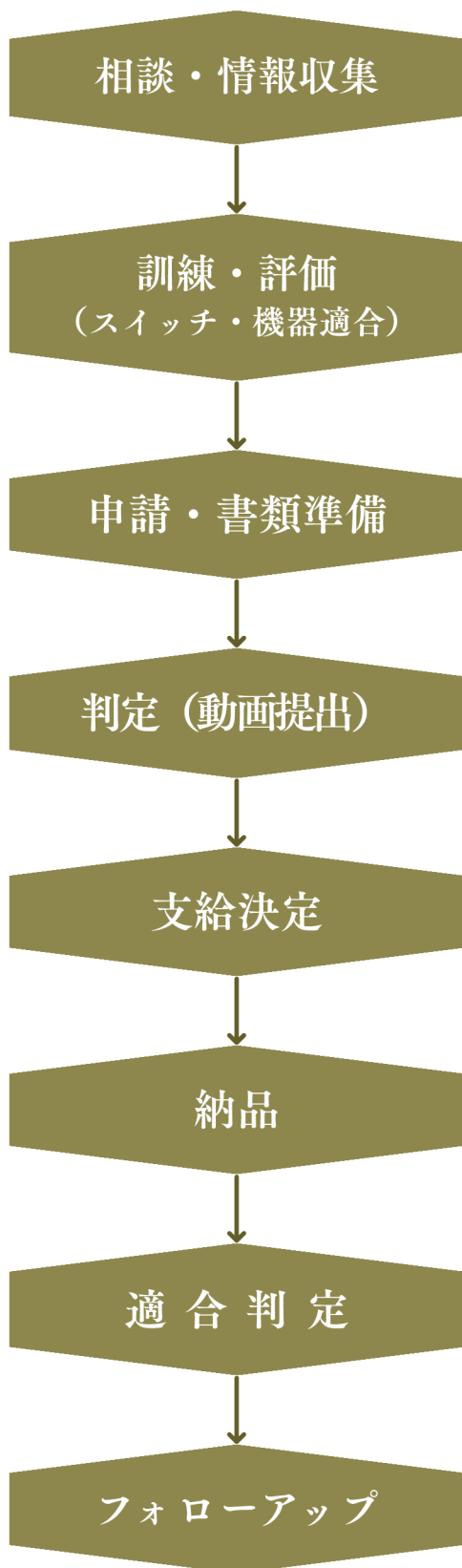
ご注意：ナースコールではありません。命にかかわる用途での使用はできません。

1-5. 意思伝達装置例：スイッチ操作における意思伝達装置の組み合わせ



第2章：申請の流れと必要な準備項目

2-1. 導入までの全体の流れ フロー



・沖縄県内における専門相談窓口

- ・アンビシャス（沖縄県難病相談支援センター）
- ・沖縄県障がい者ITサポートセンター

・訓練、評価

リハビリ専門職（言語聴覚士〈ST〉・作業療法士〈OT〉・理学療法士〈PT〉）が、本人が「どう伝えるか」「どう操作するか」を一緒に考え訓練を行います。

・デモ機（スイッチ・意思伝達装置）

デモ機はアンビシャス、またはITサポートセンターで貸し出し対応を行なっています。

・必要書類

障害者手帳もしくは難病受給者証

- ・意見書・見積書・カタログ

※意見書は、15条指定医のみが記載できます。
主治医に確認してください。

・判定（判定動画）

身体機能を確認し、補装具の意思伝達装置が本当に必要かどうかを判断します。コロナ禍以降動画による判定も可とされました。

※動画撮影はリハビリ専門職もしくは相談機関が行います。

・納品

支給決定通知・支給券がおりましたら納品となります。

・適合判定

申請者に合った装置が正しく届き、適切に使える状態かを確認します。

・フォローアップ

進行性の難病者の場合は難病の進行に合わせて、機器や操作方法を見直しながら、継続して使用できるよう支援します。

日常的に関わるご家族やリハビリ専門職、訪問看護、ヘルパーなどが変化や不便さに気づいた場合は、リハビリ専門職や保健師などの専門相談窓口へご相談ください。

2-2. 補装具申請の手順と必要書類について

① 「重度障害者用意思伝達装置」補装具の申請書用紙と意見書用紙を市町村窓口（障害福祉課）で受け取ります。

② 申請書類の準備

- ・ 申請書：ご本人またはご家族が作成します。
- ・ 意見書：指定医に補装具申請の意見書を作成依頼を行います。
- ・ 見積書：補装具業者が見積書と本体カタログの準備を行います。
- ・ 身体障害者手帳（原本）
- ・ 難病患者等の場合は、特定医療費（指定難病）受給者証又は医師の診断書
- ・ 判定用動画：更生相談所の専門職員が障害の状態や必要性を確認するための動画

※指定医とは・・・障害者手帳を作成するための診断書、意見書を作成する資格を有する医師

③ 書類を市町村の窓口に出します。

④ 支給決定後、納品を行います。

申請から納品まで3～6か月ほどかかる場合があります。

⑤ 適合判定と支給券の処理&お支払い清算について

適合判定について

納品された意思伝達装置が、申請内容と相違なく適切に設置されているかを確認するため、設置状況および納品された機器一式の写真を撮影します。また、意見書を作成した医師に対して、納品された意思伝達装置が適切なものであるかを確認していただくため、「判定依頼書」への記入を依頼します。

支給券と清算お支払いについて

- ・ ご本人は、「補装具費購入・修理決定通知書」及び「補装具費支給券」に記入された利用者負担額を業者に支払います（見積書の価格が上限額を超える金額を含む。）。
- ・ ご本人は、「支給券」及び「代理受領に係る補装具費支払申出書・委任状」に必要事項を記入押印し業者へ提出します。なお、業者はご本人から受取った「支給券」及び「代理受領に係る補装具費支払委任状」と「請求書」及び「納品時の本人使用写真」を市町村窓口へ送付し 公費負担分の請求を行います。
- ・ 自己負担分は業者さん相談しお支払いになります。

1-4. 導入にかかる費用は？

市町村民税課税世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	0円
生活保護世帯に属する者	0円